

別表第1(第3条関係)

(令5条例16・追加)

行為の種類		単位	使用料の額
募金、署名運動その他これらに類する行為		1平方メートルにつき1日	12円
物品販売その他の営業行為			
業として、写真、映画等を撮影すること又は録音をすること	写真撮影又は録音	1時間	100円
	映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間	6,070円
興行をすること		1平方メートルにつき1日	12円
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために、市立公園の全部又は一部を独占して利用すること			

備考

- 1 使用料の額の計算基礎となる使用面積のうち1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げるものとする。
- 2 1日未満又は1時間未満の端数は、それぞれ1日又は1時間に切り上げるものとする。